

改正案	現行
<p>(現場代理人等)</p> <p>第十条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（建設業法第二十六条第一項に規定する主任技術者、同条第二項に規定する監理技術者又は同条第三項第二号に規定する監理技術者補佐をいい、同項の工事の場合にあつては、専任の主任技術者又は監理技術者（同条第五項の監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。）とする。以下同じ。）</p> <p>三 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(現場代理人等)</p> <p>第十条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（建設業法第二十六条第一項に規定する主任技術者、同条第二項に規定する監理技術者又は同条第三項ただし書に規定する監理技術者補佐をいい、同項の工事の場合にあつては、専任の主任技術者又は監理技術者（同条第五項の監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。）とする。以下同じ。）</p> <p>三 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(前払金の使用等)</p> <p>第三十七条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成二十八年四月一日以降に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金額の百分の二十五を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</p>	<p>(前払金の使用等)</p> <p>第三十七条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成二十八年四月一日から令和七年三月三十一日まで新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに支払を受けるものについては、前払金額の百分の二十五を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</p>
<p>(訴えの提起)</p> <p>第五十九条 (略)</p> <p>2 この契約に係る訴訟については、<u>徳島地方裁判所又は徳島簡易裁判所を第一審の合意による専属的管轄裁判所とする。</u></p>	<p>(訴えの提起)</p> <p>第五十九条 (略)</p> <p>2 この契約に係る訴訟については、<u>徳島県庁の所在地を管轄する裁判所を第一審の合意による専属的管轄裁判所とする。</u></p>